

## 阿倍野区乳幼児健診未受診者連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 阿倍野区役所において、乳幼児健康診査などの保健サービスを受けていない乳幼児や居所不明児童等について、関係課各担当が連携協力して福祉サービスの受給状況等の関連情報を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援を行うことを目的として「阿倍野区乳幼児健診未受診者連絡会」（以下、連絡会という）を設置する。

### (構成)

第2条 連絡会は、次に掲げる課に属する担当者（以下「構成員」という）をもって構成する。

- (1) 保健福祉課（地域保健担当）
- (2) 保健福祉課（保健活動担当）
- (3) 保健福祉課（子育て支援担当）
- (4) 保健福祉課（福祉担当）
- (5) 保健福祉課（生活支援担当）
- (6) 窓口サービス課（住民登録担当）

### (運営)

第3条 連絡会は保健子育て担当課長が、対象児童等の発生時など、必要に応じて構成員を招集して開催する。

2 連絡会は、必要に応じて関連情報を担当する構成員のみで開催することができる。

### (庶務)

第4条 連絡会の庶務は、保健福祉課（地域保健担当）において行う。

### (報告)

第5条 連絡会において、児童虐待発生のリスクが高いと判断した場合は、保健福祉センター所長に報告するとともに、要保護児童対策地域協議会事務局に報告する。

### (附 則)

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

### (附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。